

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定
処分基準（不利益処分関係）

法令名	児童福祉法施行規則	根拠条項	6の14	不利益処 分の種類	担当課	男女参画・子 育て支援課
[合格の取消し等] 第六条の十四 都道府県知事は、不正の方法によつて保育士試験を受けようとした者又は保育士試験に 関する規定に違反した者に対しては、その受験を停止し、又はその合格を無効とするものとする。 ② 都道府県知事は、前項の規定に該当する者に対しては、三年以内において期間を定め、保育士試験 を受けさせないことができる。						
[受験資格] 第六条の九 保育士試験を受けようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。 一 学校教育法による大学に二年以上在学して六十二単位以上修得した者又は高等専門学校を卒業し た者その他その者に準ずるものとして厚生労働大臣の定める者 二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第五十六条第二項の規定によ り大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課 程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣においてこれ と同等以上の資格を有すると認定した者であつて、児童福祉施設において、二年以上児童の保護に従 事した者 三 児童福祉施設において、五年以上児童の保護に従事した者 四 前各号に掲げる者のほか、厚生労働大臣の定める基準に従い、都道府県知事において適当な資格を 有すると認めた者						
[試験の方法] 第六条の十 保育士試験は、筆記試験及び実技試験によつて行い、実技試験は、筆記試験の全てに合格 した者について行う。 ② 筆記試験は、次の科目について行う。 一 社会福祉 二 児童福祉 三 発達心理学及び精神保健 四 小児保健 五 小児栄養 六 保育原理 七 教育原理及び養護原理 八 保育実習理論 ③ 実技試験は、保育実習実技について行う。						
[試験の一部免除] 第六条の十一 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、既に合格した科目のある者に 対しては、その申請により、翌年及び翌々年に限り当該科目の受験を免除することができる。 ② 都道府県知事は、前条第二項各号に規定する科目のうち、厚生労働大臣の指定する学校その他の施 設において、その指定する科目を専修した者に対しては、その申請により、当該科目の受験を免除す ることができる。 ③ 前二項の規定により、前条第二項各号に規定する科目の免除を受けようとする者は、前二項に該当 することを証する書類を添えて、都道府県知事に申請しなければならない。						
[試験の申請] 第六条の十二 保育士試験を受けようとする者は、本籍地都道府県名（日本国籍を有していない者につ いては、その国籍）、連絡先、氏名及び生年月日を記載した申請書に次に掲げる書類を添えて、都道府 県知事に提出しなければならない。 一 第六条の九各号のいずれかに該当することを証する書類 二 写真						